

令和 8 年 8 月 3 日

愛知新光財団解散のお知らせ

公益財団法人愛知新光財団（以下「当財団」）は令和 8 年 6 月 30 日開催の理事会及び令和 8 年 7 月 16 日開催の評議員会において、令和 8 年 10 月 31 日をもって解散することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当財団は、令和 5 年 7 月に設立され、本人または保護者が障害を持つ者が社会参加及び自立を目指すための支援に関する事業を行い、もって障害者の福祉向上及び社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的として、令和 6 年 3 月には公益財団法人として認可を受け、同年 4 月より奨学金の給付を開始しました。しかしながら、当財団の今後の財政状況及び事業継続の見通しについて慎重に検討を重ねた結果、解散が不可避であると判断いたしました。

なお、奨学金を現在給付中の皆様へは、卒業予定年度まで纏めて給付を行うと共に、財団解散に伴い本年度の高校時予約奨学生の募集は行いません。

短い活動期間となりましたが、当財団の活動にご理解とご協力を賜りましたすべての関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。